

南長野運動公園運転監視緊急処置業務委託 仕様書

委託者と受託者は南長野運動公園総合運動場(以下「運動公園」という。)における運転監視緊急処置業務にあたり、業務委託契約書によるほかこの仕様書により業務を遂行するものとする。

総 則

1. 委託業務の履行義務

受託者は、運動公園の機能を十分発揮できるよう、契約書、仕様書および委託者の指示に従って委託業務を完全に履行しなければならない。

2. 委託業務の場所

長野市篠ノ井東福寺320 南長野運動公園総合運動場

(野球場、体育館プール棟、総合球技場及び場内すべて電気、機械設備を対象とする。)

3. 委託業務の内容

(1)緊急時(災害発生、設備の故障等)の勤務時間延長および勤務時間外の緊急呼出しに対 処すること。

(2)イベント等開催に伴う勤務開始時間の繰上げ、勤務時間の延長に対処すること。

(3)内容については、南長野運動公園総合運動場運転監視業務委託仕様書に定める内容の他、野球場のスコアボード設備、野球場、体育館及びテニスコートの場内放送設備の操作及び操作指導とする。

4. 委託料の支払い

受託者は、毎月1回業務委託料を取りまとめ、委託者に書面をもって請求するものとする。

業務要領

5. 業務の履行

受託者は、委託者の指示に従って上記3の業務に従事しなければならない。

6. 勤務体制

委託業務の勤務体制は、別に定める南長野運動公園総合運動場運転監視業務委託仕様書の勤務時間外の時間とする

2)深夜時間外勤務とは午後 10 時から午前5時までの時間帯の勤務をいう。

3)勤務時間は、30 分以上を1時間とし、30 分未満は計上しない。

7. 仕様の準用

この仕様書に定めるもののほかは別に定める南長野運動公園総合運動場運転監視業務委託仕様書を準用するものとする。